

＼平成31年4月から／

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります！

◎ 国民年金保険料が免除となる期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月以上）の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

◎ 産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◎ 対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

◎ 届出時期

出産予定日の6ヶ月前から可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

◎ 届出先

役場住民課総合窓口グループ



◎ 届出用紙

平成31年4月から窓口に備え付けおよび日本年金機構ホームページよりダウンロードできる予定です。

◎ 必要書類

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）、または通知カード
 - ・母子健康手帳（出産前の届出のみ。出産後に届出をする場合は原則不要）
- ※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要となります。

◎ 施行日

平成31年4月1日

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）に制度の詳細が掲載されていますので、ご覧ください。

◆お問い合わせ先

- 役場住民課総合窓口グループ
TEL 33-2111（内線43）
- 砂川年金事務所お客様相談室
TEL 0125-28-9003

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について ～

● 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには役場住民課への申請が必要となります。

- ◆ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ◆ 支給額が500円以下の場合には支給されません。

■ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者（※1）	【課税所得 690万円以上】 212万円	
		【課税所得 380万円以上】 141万円	
		【課税所得 145万円以上】 67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※2）	31万円
		区分Ⅰ（※3）	19万円

※1 現役並み所得者の限度額は、平成30年8月から変更となっています。

※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※3 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場住民課住民福祉グループまでお申し出ください。

● 高額介護合算療養費勧奨通知の発送時期について

高額介護合算療養費の勧奨通知は、支給対象となる方に例年1月～2月に発送しておりましたが、平成29年度分（計算対象期間：平成29年8月1日～平成30年7月31日）は、3～4月に発送予定です。

申請書が届きましたら、必要事項を記入のうえ役場住民課までご持参ください。



お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

役場住民課住民福祉グループ

電話 33-2111（内線46）

平成31年度自衛官等募集案内

●一般曹候補生

応募資格	日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上32歳以下の男女
受付期間	平成31年3月1日（金）～5月15日（水）
試験期日	第1次試験：5月25日（土）
試験会場	陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

●お問い合わせ先

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊（0166-54-5617）または役場総務課総務グループまで

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は、毎年4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

- 引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売ったとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

平成31年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

- 変更登録が間に合わないときは・・・

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

- ▶札幌道税事務所自動車税部 ☎（011）746－1197



平成31年度固定資産縦覧帳簿の縦覧について

下記のとおり、土地または家屋の評価額等を記載した「縦覧帳簿」を縦覧することができます。

これにより納税者が他の土地・家屋の評価額を見ることができ、自分の土地・家屋の評価が適正かどうか確認することができます。

- 縦覧できる方

土地または家屋の固定資産税納税者

- 期日

平成31年4月1日～6月25日まで
午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

- 場所

役場庁舎内 総務課

- お問い合わせ

総務課総務グループ（税務担当）

33-2111（内線35）



実勢賃借料のお知らせ

標準小作料制度の廃止に伴い、地域における賃借料の目安となるものとして、賃借料情報（実勢賃借料）をお知らせします。

平成30年1月1日から12月31日までの農地の賃借料の実績に基づく、年間の賃借料は次のとおりです。

平成30年実勢賃借料 ※10a当たり単価				
区分	最高額	最低額	平均額	件数
田	14,000円	8,500円	11,712円	78件

農委だより

発行
秩父別町農業委員会

2019

3月号

農業者年金に加入しましょう！

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…



全て満たす方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やすことができます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

◎ 農地に関することや農業者年金のお問い合わせ ◎
農業委員会事務局 電話 33-2111（内線63番）



認定こども園くるみで、節分お楽しみ会が行われました。節分のお話やゲームなどを楽しんだあと、赤・青・黒鬼が登場し、子ども達は手作りのお面をつけて、逃げ回りながらも元気に鬼にむかって豆を投げました。

広報に掲載した写真をご希望の方、広報に関するご意見ご要望は、総務課総務グループ（広報担当）までご連絡ください。
※写真は電子メール送信による提供も可能です
・電話 33-2111（内線34番）
・メール kouhou@chippubetsu.jp



減塩や高血圧の予防にもなる「乳和食」教室が生涯学習センターで開かれました。参加者は、赤松栄養士による講話を聞いたあと、乳清のさつま芋ご飯、ミルクきんぴらなど、牛乳を使用したメニュー6品を作り試食を行いました。



「6次産業化」をテーマにしたセミナーが交流会館で行われました。北海道6次産業化サポートセンターの須川清一さんを講師に招き、制度や道内の取組状況、6次産業化に向けた着眼点と手順等について説明を受けました。



未就学児の親子を対象にした「子育て講話」がキッズスクエアちっぷべつで行われました。参加者は子どもの年齢期にあわせた遊びや全身を使った運動の大切さを学び、コミュニケーションを深めるための親子ゲームも行われました。



まちづくり協働隊（東敏治代表）主催による冬のイベントがベルパークちっぷべつで開催されました。集まった子ども達は、スノーモービルや特設の大型すべり台で元気いっぱい遊んでいました。



秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ送迎用バスが納車され、交通安全祈願を行いました。乗車定員は41名、既に導入されている大型バスと同じデザインで、今後は温泉宿泊客などを乗せて、町内外を走行します。



認知症について知り、身近で温かく見守る応援団となる「認知症サポーター養成講座」が老人福祉センターで行われました。参加した29名には、サポーターの証となるオレンジリングの腕輪が手渡されました。

2月12日、町と旭川市の北進開発株式会社は災害時等における協力体制に関する協定を締結し、役場庁舎で調印式が行われました。

協定は、町内で災害が起きた場合に、北進開発株式会社が緊急災害補助用品の提供や、災害応急対策に係る業務対応などを行うものとなっています。

同社の中村弘一代表取締役社長は「近年道内でも災害が発生している中、秩父別町のためにお役に立てれば」と話し、神薙町長は「災害時の協力をいただけたら」と話して、非常にありがたいとお話し。今後ともよろしく願いたい」と感謝の言葉を述べました。



北進開発株式会社（旭川市）と 災害時等の協力協定を締結



元秩父別町議会議員の故 齊藤 雅博さんに、特別叙勲の旭日単光章が贈られ、2月27日（水）、神薙町長から奥様の齊藤佐智子さんに伝達されました。

故 齊藤 雅博さんは、平成7年から3期12年の永きにわたり町議会議員を務められたほか、社会教育委員長や青少年問題協議会委員なども務められ、町政各般にわたり多大なご貢献をいただきました。

伝達式終了後、佐智子さんより「生前主人が大変お世話になりました。町の振興、発展のためにお使ください」と町に100万円を寄付されました。

受け取った神薙町長は、「齊藤さんのご好意にとても感謝いたします。町のため有効に活用させていただきます」とお礼の言葉を述べました。

故 齊藤 雅博さんが特別叙勲「旭日単光章」 を受章し、叙勲伝達式で佐智子夫人から町 に100万円のご寄付をいただきました